○国土交通省告示第六百三十一号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

第六条第一項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　日本工業規格Ｘ七一二三（地理情報―被覆の幾何及び関数のためのスキーマ）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　一号

冷川ノ沢　二号及び三号

(二)　砂防法第二条の土地の表示　四号から八号

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県鹿角郡小坂町小坂

字冷川　四七番二　四八番　一六五番　四九番地先道路敷　九号から十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　北沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県由利本荘市

西目町海士剥字北沢　一一番七　一一番八　一一番九　一一二番一一八　一一二番三　一一二番一一七　一一二番一一五

藤崎字大長根下　一号　二号　三号　四号及び五号　六号　七号及び八号　九号及び十号　一一二番一六六　十一号　一一二番一六四　十二号及び十三号　一一二番一六三　十四号及び十五号　一一二番一六一　十六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　谷地沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県雄勝郡東成瀬村椿川

字谷地下村　五〇番地先道路敷　一号　二号及び七号　二番四　四〇番地先水路敷　八号

字谷地上村　八〇番一四　三号及び六号　七九番八地先水路敷　四号　七九番一　五号

○国土交通省告示第六百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　桐木川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県水俣市市渡瀬

字村上　二六五番　一号から三号及び十一号　二六九番　四号　二七四番一　五号　二七三番　六号　二七七番　七号　二七〇番　八号　二九四番一　九号

字山神　一八四番二　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山の手1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県天草市本渡町本渡

字下十満　一四八八番　一四八〇番　六号　一四五一番　七号　二〇六六番地先道路敷　四号及び五号　二〇七一番　十六号　二〇六六番　十七号及び十八号　一四一七番　八号　一四三九番一　九号から十一号　一四四一番二　十二号　一四四一番一　十三号及び十四号

字工田　二〇八七番二　十五号

字工田迫　一四一七番　八号　一四三九番一　九号から十一号

熊本県天草市山の手町　二〇六二番五地先河川敷　十九号から二十二号　二〇五三番二地先河川敷　二十三号から二十七号　二〇五三番七地先河川敷　二十八号から三十一号　二〇五一番二　三十二号から三十五号

○国土交通省告示第六百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

堂ノ奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県上浮穴郡久万高原町東川　四二二番一　四二二番三　四二三番一及び四二三番二　四二四番　四二六番　六〇五番から六一〇番まで　六一一番一及び六一一番二　六一二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標注一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県上浮穴郡久万高原町東川　五六三番　一号　四二五番　二号　四二四番　三号　四二二番一　四号　四二八番　五号　四六七番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称　福浦

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県南宇和郡愛南町福浦　三一八番及び三一九番　三三七番から三三九番まで　三三〇番　三三一番　三三二番　三三三番　三三四番　四号　三三六番　五号から七号　三三〇番　八号

○国土交通省告示第六百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　峠谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県佐用郡佐用町宗行字土井之内　三〇三番四三　三〇三番四七及び三〇三番四八　三〇三番七二　三〇三番八七から三〇三番九三まで　三三七番二　三三八番　三三九番二